

国民保護法の実質化を許さない取り組みの強化を！

無防備地域宣言をめざす大津市民の会 中川哲也さん

国民保護法の進行状況と問題点 ～保護計画作成は、市町村段階へ～

国民保護法は、2003年6月に成立した武力攻撃事態法を中核とする有事三法を受け2004年6月に米軍支援法などとともに有事10案件の主要な法案として成立した。同年9月17日に国民保護法が施行され、160にのぼる指定公共機関も発表された。

05年3月25日には国民保護基本指針が閣議決定され、3月31日には総務省より都道府県国民保護モデル計画が提示され、06年3月末で全都道府県の国民保護計画が決定された。

市町村段階では06年1月31日に総務省消防庁が市町村国民保護モデル計画を提示し、06年3月末までにほとんどの市町村で国民保護法関連2条例（国民保護協議会及び対策本部の設置）が制定され、06年度中に国民保護計画が策定される予定である。

この国民保護法は、04年2月の法案要綱段階からその危険性を指摘されてきた。「国民保護」という名称から国民の命を守る法案」というイメージがあるが、武力攻撃事態法と国民保護法は両方相まって抑止力を構成する（石破防衛庁長官、04年当時）という言葉どおり、自衛隊の海外派兵と武力行使＝戦争を支えるための国民の協力体制をつくりあげるものである。「武力攻撃災害」という概念を導入することにより、全国11万組織と言われる自主防災組織を含む一般の消防・災害救援システムと住民訓練をまるごと「武力攻撃災害」対処として軍事的に活用していくことが可能になる。また、「武力攻撃」に対する救援訓練を通じて戦前の隣組のような市民生活の相互監視機能が形成され、市民を「自発的に」戦時体制に協力することが強要される。



（有事訓練対策本部）

モデル計画にみる戦時体制作り ～住民自らが身を守る「自助努力」を「強要」する～

こうした問題点は、法施行から1年半が過ぎ市町村での計画策定段階となった今日、ますます露わになってきている。

総務省消防庁（国民保護室）は、昨年12月26日に第8回国民保護に関する懇談会を開催した。そこでは危機管理の専門家（＝指導者）の育成に関して「今後、消防、警察、自衛隊を

含めたコミュニケーション作り」「研修の実施」を提言し、緊急対処事態において「現地調整の重要性」を強調し、訓練の重要性に関しては、「訓練に関する報道が一番効果的な国民への広報」「婦人消防クラブをはじめ、ボランティアの役割が重要」「国民保護の講習会を受講した場合に、何らかの認定証を付与すべき」ことが論議されている。

また、市町村国民保護モデル計画では、想定自体が非現実的な「着上陸攻撃」は「平素からの避難を想定した対応は定めない」としてマニュアルは策定しないことになり、具体的にマニュアル化されるのは、緊急対処事態テロ、NBC兵器」に際しての誘導、自衛隊等各機関との連携、自治会・自主防災組織等を使つての訓練の実際となつた。

そのマニュアルは緊急対処事態では「市職員派遣、県警、消防、海保、自衛隊と現地調整所立ち上げ…」と「国民保護に関する懇談会」で強調された現地調整所が位置づけられ、「海上保安部等、自衛隊からの情報と助言」を得て「現場で迅速に判断」するとして自衛隊との緊密な連携＝指示を仰ぐ

が前提となっている。(国民保護協議会への自衛隊参加を促進)さらに「避難誘導における留意点」の「8・住民の自助努力による取り組みの促進」では「自助7割 共助に2割 公助1割」で「住民自らが身を守る必要がある。」「行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識をもって対応できるよう、平素から啓発を強化する」研修会や訓練を通じて平素から周知するよう努力…緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させる効果をもつ」と住民が自発的に戦時体制に協力するよう訓練する必要性を明確に述べている。

これは、「万が一に備える」「有事に国民を守る」などという名前は全くのウソで、地域に戦時体制「銃後」の体制を構築していくという点にこそ国民保護計画の本質があることを示している。

地域の戦争態勢づくりの有事訓練

「防空法と国民保護法」

互いに牽制・監視する社会へ

住民の「自発性」に基づく戦時体制を作り上げるためには、「テロリストに

よる攻撃」という設定で住民を巻き込んだ有事訓練を実施し、住民を「その気」にさせることが必要である。そのため、昨年11月27日には原発へのテロ攻撃という想定で福井県で実動訓練が約1300名の参加で行われ、本年3月7日には千葉県富浦町でテロリストによる攻撃という想定で授業中の富浦小児童を含む約160名の住民を巻き込んだ実動訓練が政府・自治体・自衛隊・指定公共機関などの参加で行われ、大きく報道された。

こうした訓練は、戦前1928年から始まった「防空訓練」と同じである。確かに第一次大戦で初めて戦争に飛行機が使用され空戦が登場した。しかし、日本に対する空襲の脅威など実際には存在しなかったし、この時点では日本に対し渡航爆撃を行なう能力は米軍といえども有しておらず、日本がこの時期に侵略、植民地支配をしていた中国朝鮮は空軍を持ってさえいなかった。にもかかわらず軍部は防空訓練の実施を進めた。それは国民の中に排外主義を植え付け、戦意を高揚させ、「銃後の守り」を固める意識と地域の態勢づくりに進んで参加させるためであった。そして、防空訓練の継続的な実施に伴

って、日本は満州事変(1931年)、日華事変(1937年)と逆に海外で戦争を引き起こし、防空法(1937年)を制定し、戦争を拡大していくという歴史を歩んでいった。

この史実は軍国主義時代の昔話ではない。防衛庁(防衛研究所)の研究論文「国民保護の視点からの有事法制の史的考察 民防を中心として」(氏家康裕 05年3月)では、国民保護計画は軍事的視点が必要として戦前の防空法から教訓を導き出している。第一に計画策定に際して軍が要領を示しており、地域レベルでの軍と行政のつながりが重要であること、第二に今日の国民保護協議会と類似性を有する防空委員会(中央、道府県、市町村に設置された)について陸軍の意向を民防空に反映させることを意図していたとし、第三に住民の自衛組織として全国的に組織された警防団・隣組は「単に火を消すことだけでなく」「伝達、灯火管制、…避難・応急対策まで、現場における重要な存在」とし、その指導者の育成が説かれている。(国民保護に関する懇談会の意見と符号している。)

これは、「防空訓練の狙いは、空襲に對する備えというよりも、むしろ地方

機関や市民を効果的に統制し、末端にまで管理を浸透させることに主な狙いがあった。…隣組は地域の隅々まで無数の細胞のように伝播し、上から命令を下さなくても、「自発的」に互いを牽制・監視しあう仕組みを完成させていく(水島朝穂「防空法下の庶民生活」)ことを、国民保護計画・自主防災組織づくりにより遂行するための教訓なのである。

今政府が進めている有事訓練は、日本を戦争する国にしていくために国民の意識と身体を国家と軍に進んで提供させるために行なわれていると見なければならぬ。



(小学校的避難訓練の様子)

自衛隊の参加は国際人道法違反

「軍と住民を区別することが、住民保護の大前提」

国民保護協議会を設置した都道府県では例外なく委員に自衛隊が入り、市町村も同様の傾向である。しかし、委員の任命は自治体首長の裁量である。前述のように政府は自衛隊を軍事的観点から参加を促進させているが、戦闘行為を主任務にする自衛隊と「国際人道法の確な実施」を謳う国民保護計画とは相容れず、自衛隊の存在がかえって住民を危険にさらすこととなることを日本赤十字社の有事関連法、国際人道法等担当者は指摘している。「自衛隊に住民等の避難への協力を求める動きが自治体を中心に見られるが、こうした考え方は国際人道法（IHL）の基本原則に反する疑いがある。IHLの基本原則は、軍人・軍事物と文民・民有用物を明確に区別し、文民・民有用物を軍事目標への攻撃の巻き添えから防ぐことであり、軍の輸送車輛等で文民を避難させることは軍事目標への攻撃の巻き添えになる危険がある。…戦時には軍と民を厳密に区別することが大原則で、軍隊の戦時の役割は、侵襲排除にあり、文民の保護を求めるのは、戦

時国際法の原則に逸脱するものです。

文民の避難誘導などの文民保護は、文民保護組織（消防、警察、自治体職員等）が中心に構成される（によるべきで、この分野への自衛隊の介入は、住民を攻撃の付随的損害から防止する「予防的措置」（第一追加議定書57条）を講ずる締約国の追加議定書上の責務に反する。）」要旨 新潟県国民保護に関する県民電子会議室より）

「このように自衛隊の国民保護計画への関与は、住民の生命・財産を保護する自治体の責務とは相容れないことを自治体に突きつけ、法定受託事務だから国の指示とおりに進める」ことを許さず国際人道法の専門家の参加を求め政府の意図する「戦争協力計画」づくりを許さない自治体交渉・取り組みを強めよう。



（避難誘導する自衛隊車輛）

国民保護法ではなく平和な地域づくりを「市町村での実質化を許さない動きが起り始めている」

展望は存在する。国民保護関連2条例案が2自治体で否決・継続審議となった。高知県大月町議会では「いまの時期に、武力攻撃などを想定した国民保護法は、時代錯誤。現実離れしている。平和憲法と相いれず、憲法無視だ」と反対討論がなされ否決。同じく高知県土佐市議会では「政府の一方的な通達により、議会もチェックできない市民動員計画が策定される危険性がある」として継続審議（議員任期切れのため廃案）となった。檀原市では否決には到たらなかったが総務常任委員会で奈良市平和・無防備条例を実現する市民の会のメンバーが参考人として意見を述べ、「平和外交の努力を国に迫ると同時に無防備地域宣言の条例化を提案するため反対する」との議員の意思表示があつた。住民の生命を守る議会と自治体の意思を示したこの実例は大きい。

住民には平和的生存権が保障されており、国際人道法では文民保護が規定されている。そして自治体には住民の

生命・財産を保護する責任があり、自治立法権もある。これを生かし、具体化する運動をつくろう。

国民保護法 国民保護協議会設置 国民保護計画策定、有事訓練実施に反対し国民保護計画の実質化を許さない運動を大きく広げ、他方であくまで住民自治に基づいて地域住民の生命・財産を守る方策、取組みを提案し、具体化していくことである。当該地域自治体の平和行政、平和事業の蓄積、歴史を踏まえ、それを今日的に発展させるための施策・事業を打ち出し、行政に実行を迫っていく運動を強化していくことが問われている。

写真は 千葉県のホームページから採用